

消防消第301号
消防予第423号
令和4年8月26日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁消防・救急課長
消防庁予防課長
(公印省略)

木造飲食店等が密集する地域に対する防火指導について（通知）

令和4年8月10日、福岡県北九州市小倉北区の旦過地区において、床面積約3,300㎡を焼損する火災が発生しました。

本火災が発生した旦過地区は、建築年数の古い木造建築物が密集する地域に所在しており、同地区においては、令和4年4月19日に床面積1,924㎡を焼損する火災が発生しています。このような地域では、火災が発生した場合に大規模な火災につながる危険性が高いことから、防火対象物ごとに講じる防火安全対策のみならず、平素から地域の住民、自治会及び商店街組合等の地域関係者が自ら出火防止対策や各種訓練を行っていくことが防火対策上必要です。

については、木造飲食店等が密集し、火災が発生した場合に大規模な火災につながる危険性の高い地域に対する防火指導の方針を下記1のとおり取りまとめましたので、下記2に留意の上、地域関係者との連携等を通じ、重点的な防火指導を図るとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 木造飲食店等が密集する地域に対する防火指導の方針

(1) 重点防火指導対象地域

次のア及びイに該当する地域を重点的な防火指導の対象地域（以下「重点防火指導対象地域」という。）とする。

ア 「糸魚川市大規模火災を踏まえた「木造の建築物が多い地域などの大規模な火災につながる危険性の高い地域」の指定要領等について（通知）」（平成 29 年 7 月 31 日付け消防消第 193 号）に基づき大規模な火災につながる危険性が高い地域として、消防本部が指定する又は指定する予定のある地域であること。

イ 次に掲げる事項を勘案し、特に(2)の防火指導を重点的に行う必要があると消防長又は消防署長が認める地域であること。

(ア) 大規模（※1）なアーケード商店街など、多くの木造飲食店（消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）別表第 1(3)項ロに掲げる防火対象物で、木造の建築物であるものをいう。以下同じ。）が存する地域であること。

(イ) 建築年数の古い（※2）木造の建築物が多い地域であること。

(ウ) 隣接する建築物が相互に接続し、又は間隔が狭い等、火災が発生した場合に延焼が拡大しやすく、大規模な火災につながる危険性が特に高いと考えられる地域であること。

※1 延べ面積の合計が概ね 3,000 m²以上であることを目安とする。

※2 概ね築 60 年以上を目安とする。

(2) 防火指導の実施事項

重点防火指導対象地域に対し、地域の住民、自治会及び商店街組合等の地域関係者との連携を通じ、次に掲げる事項を主眼とした重点的な防火指導を図ること。

ア 火を使用する設備又は器具の適切な取扱い及び維持管理

本火災の原因は調査中であるものの、飲食店において天ぷら油から出火した可能性が高いことから、火を使用する設備又は器具の取扱い中

は、その場を離れないことを徹底するなど、火を使用する設備又は器具の適切な設置、取扱い及び維持管理について周知徹底を図ること。

特に、火災予防条例に基づき、火を使用する設備又は器具と建築物との火災予防上安全な距離を適切に確保するとともに、火を使用する設備又は器具や排気ダクトと近接する建築物の部分が炭化している等、火災の危険が認められる場合は、火を使用する設備又は器具を使用する前に確実に改善を図るよう周知徹底を図ること。また、厨房設備の天蓋に設置するグリス除去装置や天蓋と接続する排気ダクトの清掃及び維持管理が適切に行われるよう周知徹底を図ること。

イ 住宅用火災警報器の設置及び維持管理

店舗併用の住宅を含め、住宅の用途に供される防火対象物にあっては、消防法第9条の2の規定により、寝室部分等に住宅用火災警報器の設置が義務づけられていること及び適切な維持管理について周知徹底を図ること。

なお、特に店舗部分が飲食店である場合は、火災の早期覚知の観点から、厨房部分に住宅用火災警報器を設置すること及び連動型の住宅用火災警報器を設置することが防火対策上有効であること。

ウ 消防用設備等の適正な設置及び維持管理

令別表第1(3)項に掲げる防火対象物（火を使用する設備又は器具を設けたものに限る）には、令第10条第1項第1号ロの規定により、原則として消火器具の設置が義務づけられていること及び適切な維持管理について周知徹底を図ること。

なお、確実な初期消火を実施するため、より消火能力の高い消火器具を設置することが防火対策上有効であること。

エ 地域ぐるみの訓練等の実施

一度火災が発生すると大規模な火災に発展する可能性があることを十分に周知するとともに、自治会や商店街組合等の地域関係者に対し、地域関係者を主体とした地域ぐるみの訓練等の自主的な取組みを促すこと。また、必要に応じて訓練指導や、関係機関と連携した訓練を実施す

ることが有効であること。

なお、木造飲食店等が密集し、火災が発生した場合に大規模な火災につながる危険性の高い地域における大規模火災を想定した訓練方法等については、「大規模火災時における的確な住民行動等の確保について（平成 29 年 8 月 2 日付け消防災第 113 号）」を参考とされたいこと。

2 留意事項

(1) 木造建築物が密集する地域等に対する防火対策の取組み事例

木造建築物が密集する地域等における防火対策の取組みについては、以下の事例が過去に予防業務優良事例表彰を受けていることから、防火指導の参考とされたいこと。

(別紙 1) 複数アーケード商店街を中心とする木造建物密集地域の小規模飲食店等に対する防火指導の事例（名古屋市消防局）

(別紙 2) 木造住宅密集地区防災力強化モデル事業（糸魚川市消防本部）

(別紙 3) 小規模木造飲食店等密集地域における地域と連携した防火対策の取組（京都市消防局）

(2) 重点防火指導対象地域における取組みのフォローアップ

重点防火指導対象地域の指定状況や同地域における防火指導の実施状況について、定期的にフォローアップ調査を行う予定であること。初回の調査については、本年 11 月 9 日から実施される「秋季全国火災予防運動」にあわせて行う予定であること。

(3) 火災防ぎょ計画の策定

「大規模火災に係る対応の取組状況について（照会）」（令和 4 年 5 月 16 日付け消防消第 149 号）において報告された、大規模な火災につながる危険性が高い地域として指定した地域について、火災防ぎょ計画を策定できていない場合は、速やかに策定されたいこと。

消防庁消防・救急課警防係

担 当：池田、平田、鷹羽

T E L：03-5253-7522

E m a i l：keibou@ml.soumu.go.jp

消防庁予防課予防係

担 当：濱田、佐藤、菅野

T E L：03-5253-7523

E m a i l：yobouka-y@ml.soumu.go.jp



複数アーケード商店街を 中心とする木造建物密集地域の 小規模飲食店等に対する 防火指導について



愛知県 名古屋市消防局

事例類型 I 実効性向上 / IV 他団体との連携
取組期間 令和3年10月から令和3年12月まで

背景

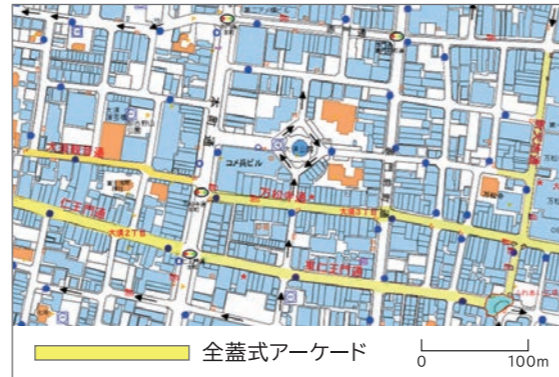
大須商店街は名古屋市を代表する商店街で、8つのアーケード商店街が回廊型に配置されており、内5つのアーケード商店街は全蓋式となっている。飲食店、衣料品店及び物販店等を合わせると約1,200店舗が存在するほか、大須観音を始めとして、多数の神社仏閣、演芸場等の様々な施設が存在しており、その混沌さが大きな魅力となっているが、アーケードや細い路地が連なる当該地域は、消防車両の通行や消火活動の困難性が高く、さらに、古くからの木造家屋が密集していることから、延焼拡大危険が非常に高い地域でもある。

過去には、小規模飲食店等から出火し、近隣の8対象物に延焼拡大した火災が発生しており、店舗関係者にも「火事は怖い」という抽象的な意識はあるものの、具体的な対応方法の知識は持ち合わせていないのが現状であった。

加えて、店舗の入れ替わりが激しいため、防火対象物使用開始届の忘失等も多く、用途変更に伴う消防用設備等の未設置など重大違反となるおそれもあり、未把握対象物への防火指導についても課題の一つとなっていた。

また、このような地域特性から、商店街全体での防火意識の向上・防火対策の実施が求められることとなるため、いかにして商店街全体の機運を高めるかも大きな課題となっていた。

【大須商店街 アーケード周辺図】



内容

1 防火アドバイスの実施

大須商店街に存する小規模飲食店等の関係者を対象に、日常の防火知識及び適切な消火器による初期消火方法(以下「防火アドバイス」という。)を普及強化することとした。

対象とする小規模飲食店等は、自動火災報知設備又はスプリンクラー設備が設置されていない店舗とし、選定にあたっては取りこぼしのないよう、大須地区を管轄する保健センターから営業許可データを取り寄せ、約200対象物を抽出した。

防火アドバイスの実施に際しては、相手方の抵抗感を和らげ協力を得られ易いよう、大須商店街に存する8つの振興組合と連携し各店舗に対する事前のお知らせを行った。

防火アドバイスの指導にあたっては、次の5点を重点項目とした。

(1) 消火器を実際に使用しての使用の確認

初期消火の際に適切に消火器を使えるよう訪問時には訓練用水消火器を持参し、関係者に“実際に消火器を操作”していただき、必要に応じて操作方法の指導を行った。

(2) ちゅう房の防火対策の“見える化”

てんぷら油火災や低温着火について説明するとともに、日頃の点検事項をまとめたリーフレットを戸別配布し、日常の防火対策の留意点を「見える化」した。



(3) 大須商店街の火災危険度の共有

過去に大須商店街において発生した火災が場合によっては「糸魚川の大火」と同様の被害となっていたおそれもあることなどをリーフレットにまとめ、大須商店街の各店舗は運命共同体であること、大須のまちを守るためには一人ひとりの防火意識・防火対策が重要であることについて、商店街全体の認識となるよう具体的事例を示しながら説示を行った。

(4) エアゾール式消火スプレーの配布

消火器の設置・操作の指導のほか、消火器をコンロ高まで持ち上げ操作することが困難な高齢の関係者等、希望者に対して、エアゾール式の消火スプレーを配布した。

(5) 火災危険度のトリアージ判定

防火アドバイス報告書により、店舗ごとの火災危険度トリアージを実施した。今後、当該トリアージ結果に基づき危険度の高い小規模飲食店等から、法令違反の有無に関わらず立入検査を実施していく。



【過去に大須商店街で発生した火災等をまとめたリーフレット】

2 合同訓練の実施

商店街全体を挙げての取組を内外に示すため、8つの商店街振興組合の連合体である大須商店街連盟及び大須消防団とともに消防訓練を実施した。

この消防訓練は、天ぷら油火災を水で消火した場合の爆発的燃焼や、燃焼させた物品を実際に消火器で消火するなど、実践的で記憶に残る内容となることに留意した。



防火アドバイス報告書(事業所番号)		台帳なし		実施日: 令和3年 月 日	
商店街名称	乃松寺・新天地・栄に王・仁王門・観音通・門前町・本通・赤門通り・その他	用途	建物全体() 廊下部分()	実施者	
店舗名		店舗住所(事業所名称)	大須二・三丁目 番 号() (ビル)	住所	
店舗関係者情報		会社名(または個人名)		電話番号	
営業時間	<input type="checkbox"/> 営業中 <input type="checkbox"/> 休業中() 以下まで <input type="checkbox"/> 閉店() 閉業() 口取り()	メール		氏名	
R4の計画進捗	必要 5・4・3・2・1 不要	注: 取り壊し済みの場合は以下の記入は要しません。			

【防火アドバイス報告書(抜粋)】

成果

1 小規模飲食店等の関係者の防火意識向上

アドバイスを受けた関係者からは、「火事を起こさないための日常的な注意点を知ることができた。」「消火器の操作方法を丁寧に教えてもらったので、万が一火災が発生したときも使用できると思う。」「消火器は重くて使いこなす自信がなかったが、消火スプレーなら使うことができそう。」など好意的なご意見をいただくことができた。

2 大須商店街全体での防火意識向上

防火アドバイスを大須商店街連盟と連携して行ったことで理解・協力を得やすい環境づくりができ、円滑に事業を推進することができた。加えて、商店街全体を挙げて「大須のまちは大須の皆で守る」という機運を醸成することができた。

3 来訪者への安心・安全の提供

令和3年11月11日に実施した消防訓練の様子は、テレビ局等の報道機関に取り上げられ、併せて「防火アドバイス」についても紹介された。こうした報道は、日ごろ目にする機会のない、商店街組合や店舗関係者の安心・安全に対する取組にスポットを当てるものであり、防火対策等に対する意欲の向上に寄与したものと考える。

★ 選考委員のコメント

木造密集の小規模飲食店等が連続する市街地の防火対策は、いずれの消防本部においても重要な課題の一つであろう。とりわけ大都市においては対象となる地域も多く、丁寧な防火指導を実施することには困難を伴うと拝察される。しかし、名古屋市消防局の取組は、防火アドバイス、訓練、火災危険度評価など、多様な対策を活用し、一軒一軒の事業者の顔を見ながら丁寧かつ具体的な防火指導をしている点が極めて特徴的である。また管轄している消防が一丸となって取り組んでいる点も、予防業務への意識の高さがうかがえるものであり、火災予防に対する地道な努力の継続が高く評価できる取組である。



木造住宅密集地区 防災力強化モデル事業



新潟県 糸魚川市消防本部

事例類型	IV 他団体との連携
取組期間	平成31年4月から

背景

当市では、平成28年12月に小規模飲食店からの出火により147棟を焼損する大火が発生した。大火となった原因としては、古くからの木造住宅が密集している地域での火災で、強風にあおられたことが主な原因ではあるが、火元飲食店には自動火災報知設備の設置義務がなく発見が遅れたことや消火器の設置義務や初期消火資器材がなく初動対応が遅れたことが挙げられる。こうした教訓から古くからの木造住宅が密集した地区が点在していることや高齢化が進んでいる現状があり、特に高齢者世帯からの出火率が高く、ひとたび火災が発生すれば大惨事となるおそれがある。

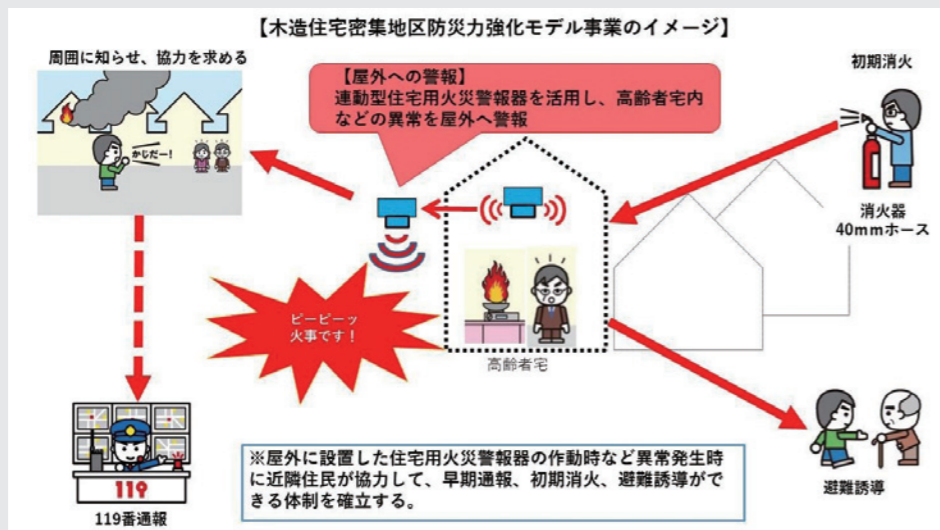
全国的には、住宅用火災警報器の普及により、住宅火災による死者の数もおおむね減少傾向にあるが、いまだに年間約1,000人の方が亡くなっており、死者の約70%が高齢者で増加傾向にある。

火災により亡くなった経過では、逃げ遅れが半数を占めており、高齢者世帯では住宅用火災警報器により火災発生に気が付いていたとしても、避難に時間がかかり、早期に消火することができないなど対応が難しいことが考えられる。

内容

木造住宅が密集する地区で高齢者世帯及び避難行動要支援者世帯を火災から地域で守るため「連動型住宅用火災警報器」を活用し、火災の発生を屋外へ警報することで、近隣住民がいち早く異変を感知し、初期対応や避難誘導を行う体制の取組みをモデル事業として3地区で行っている。

この事業は、地区が主体となり、対象世帯に連動型住宅用火災警報器を屋内(条例で定めていない寝室以外の場所)と屋外(玄関先の軒下等)に設置する経費の3分の2を市が補助し、設置後に定期的に近隣住民による初期対応訓練を行い、その効果を検証することを条件とし、今年度は3地区で実施、来年度も3地区での実施を予定している。事業のイメージは、下図のとおり。



成果

今年度実施した地区の検証結果から、「警報音が屋内では聞き取りにくい」などの課題はあったが、高齢者の命を火災から守ることを目的に取り組んだ事業で、この取組に参加協力した地区住民や自主防災組織、取り付けに関わった地元電気店は、高齢者世帯等の火災予防啓発に繋がっており、地区の課題であった住民の結びつきが低下していた現状が地域全体で協力することで一体感が生まれ、地区全体の防火意識が高まっていると感じている。

また、高齢者自身は、何かあった時に協力してもらえる安心感と心配をかけないよう今まで以上に気を付けなければならないという意識が生まれている。

下記の写真は、検証訓練で高齢者世帯の屋外警報器が鳴動し、近隣住民が駆け付け初期消火を実施している様子。



特記事項

この事業に取り組むためには、地元住民の協力や対象となる高齢者世帯等の理解が必要不可欠で、支援者となる近隣住民からは「責任が持てない」といった声や高齢者からは「周りに迷惑をかけたくない」との意見が出て、事業実施には消極的であった。

しかし、区長はじめ自主防災組織へ説明し協力を求め、幾度となく住民説明会や対象者宅への訪問を繰り返し実施することができた。

当市では、住宅用火災警報器の設置促進のため消防団員や職員による「一般家庭防火診断」を実施し、住民に直接働きかけているが、市内全世帯を訪問することは一定の限界がある。今後、対象とした高齢者世帯は、孤立してしまう傾向にあることや昨年、高齢者宅からの古い電化製品による火災が発生したことから、この取り組みを機会に高齢者世帯の火災予防啓発の連携協力を地元電気店に要請したい。

また、本事業の検証結果を取りまとめ、効果が確認できれば市の補助事業として市内全域で推進していきたい。

これにより更なる地域ぐるみの火災予防啓発が行われ、住民相互の交流が深まることで、地域コミュニティが高まることを期待している。



京都府
京都市消防局



小規模木造飲食店等 密集地域における地域と 連携した防火対策の取組

事例類型 IV他団体との連携

取組期間 平成28年7月から

背景

平成28年、花街文化を継承する歴史的まち並みが残り、品格と賑わいを合わせ持つ独特の景観を有した「界わい景観整備地区」において、合計5棟161㎡、天井33㎡が焼失する火災が発生した。当該地域は、道路幅員が約2mと狭隘なうえ、通りに面して約140棟の小規模な木造飲食店等が密集しているため近隣への延焼危険性も高く、地域の東側は鴨川が流れ、一度火災が発生すると消火活動や避難が困難な地域でもある。

この地域においては、従前より、自動火災報知設備の設置基準を下回る小規模木造飲食店等に対する住宅用火災警報器の設置指導や、地域団体に対する防火指導を行ってきたところである。しかしながら、上記の火災発生を踏まえて、地域団体と関係機関による火災対策検討会を設置し、現状の取組や火災発生時における課題等を抽出し、地域団体と関係機関が一体となって、実効性がある火災予防対策及び火災発生時の対応を検討することとした。

内容

1. 先斗町火災対策ネットワーク会議の開催

地域における防火安全対策等の強化及び風情ある景観の維持について検討するため、地域団体と関係行政機関による会議を開催した。

2. 「先斗町このまち守り隊」の発足及び一斉防火防災啓発活動の実施

地域団体、消防、警察及び区役所で構成される「先斗町このまち守り隊」を発足させ、先斗町地域内の約390店舗に対して、地域団体関係者が消火器及び住宅用火災警報器の設置啓発、消防機関が防火指導、警察機関が防犯指導を行う「一斉防火防災啓発活動」を実施した。

3. 火災発生時の役割検証訓練及び訓練検証会議の実施

火災発生時における各地域団体及び関係機関の役割を検証するための合同訓練を実施し、訓練に参加した各地域団体等の検証担当者の検証結果を基に、課題抽出と今後の対策等について検討した。訓練には、消防や警察、区役所をはじめ、飲食店関係者や住民らが参加。想定は事前に知らせない「ブラインド方式」で行い、初期消火の手順や避難経路、地元団体と関係機関との連携などを確認した。

成果

1. 地域のルール発展

先斗町火災対策ネットワーク会議においては、従前から地域のルールとして定められていた「先斗町町式目」に、

- ① 新たに事業所・店舗を営業する場合には、図面等具体的な計画により、事前に消防署へ相談すること。
- ② 1厨房・1台所につき消火器を設置すること。
- ③ 各室に住宅用火災警報器等を設置すること。
- ④ 二方向避難を確保すること。
- ⑤ 先斗町の事業者や居住者は防災訓練に参加すること。

など防火防災に関する事項が新たに規定された。

2. 地域主導の取組

また、地域内飲食店等の全従業員に配布する防災リーフレットの作成や、地域団体や関係機関で構成される「先斗町このまち守り隊」が結成されるなど、風情ある景観を維持するために、地域の自主的な取組が地域主導の中で示された。

「先斗町このまち守り隊」は、今もなお活発に活動しており、平成29年春の火災予防運動では、日頃店舗から離れられず消防訓練に参加できない飲食店等の従業員に対し、防火巡回訓練指導を行い、地域の火災対応力の向上を図っている。

更には、地域団体と関係機関が連携した地域内飲食店等に対する一斉防火防災啓発や合同訓練により、地域と関係機関の連携が密接となり、一体となった防火安全対策の強化が図られ、「安心・安全のまちづくり」と「風情ある景観を守るまちづくり」を両立する取組となった。

特記事項

先斗町での取組を通じて、学区での防災訓練のあり方についても検討されるなど、活動に広がりを見せつつあり、地域住民の防火防災に対する意識向上にも大きく寄与している。

●発足式



●巡回指導



●市民訓練



選考委員のコメント

小規模な木造飲食店等が密集しているという地域特性を考慮し、法令の枠を超えた指導を実施している点が評価される。